

会 議 録					
行田市教育委員会 令和3年第8回 6月定例会					
招集年月日	令和3年6月24日(木)		開会場所	行田市産業文化会館 第2会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	6月24日(木)	午後 2時00分	教育長 鈴木トミ江	
	閉会	6月24日(木)	午後 3時30分	教育長 鈴木トミ江	
教育長	鈴木トミ江	教育長職務代理者	岸田昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	鈴木 トミ江				
2	岸田 昌久				
3		欠席 鹿山 高彦			
4	飯塚 千十世				
5	大澤 恵子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	吉田 悦生	書記長	長島 浩司		
学校教育部次長		書記次長	上野恵美子		
兼学校教育課長	安藤 秀一	書記	久積 史明		
教育総務課長	長島 浩司				
学校教育部副参事	嶋村 理彦				
学校給食センター所長	小林 誠				
生涯学習スポーツ課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	杉山 孝義				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	柿沼 誠				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育研修センター所長	田口 範幸				

	会議事件名	顛末
<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>請願第3-1号 学校における集団フッ化物 洗口を実施しないことを求 める請願について</p>	<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長 本日、鹿山委員が欠席となっているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数である過半数に達しているので会議は成立する。</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案7件及び請願1件である。これらの議案を公開してよいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 本日の会議について、まず請願の審議を行い、その後、議案第38号から順次進めてよいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、5月定例会の会議録について事務局に報告を求める</p> <p>書記次長 5月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 本市の児童生徒の歯の状況及びフッ化物洗口の実施状況につ</p>

<p>議 の 進 行 状 況</p>		<p>いて、12歳児の齲歯のない児童、いわゆる一度も虫歯になったことのない子供の割合は、本市保健センター、平成30年度の資料から、市町村別で、県平均73.6%に対し、本市は57.2%と大きく下回っており、この数値は63市町村中62番目となっている。</p> <p>また、平成25年度から30年度までの6年間の平均でも、本市は57.4%と、なかなか改善が見られず、齲歯にならないための取り組みが大きな課題となっている。</p> <p>また、フッ化物洗口の実施状況において、現在、本市では、小学校1校が週1回の実施を行っている。</p> <p>近隣市の状況として、羽生市では、全小中学校が週1回実施している。</p> <p>加須市では、小学校1年生で全児童にフッ化物塗布を行っているため、小学校、中学校では、フッ化物洗口を行っていない。</p> <p>鴻巣市では、本市の同じく小学校1校のみが週1回実施している。また、市の方針として、令和4年度から小学校、令和5年度から中学校でも実施開始の予定である。</p> <p>熊谷市では、歯科医師会の事業として、小学校のみ全校で週1回実施している。</p> <p>各市の平成30年度、12歳時の齲歯のない児童は、羽生市で79.9%、加須市で78.9%、鴻巣市で76.2%、熊谷市で68.6%となっている。</p> <p>教育長 何か意見等あるか。</p> <p>岸田委員 学校における集団フッ化物洗口を実施しないことを求める請願については、趣旨にもあるが、2021年3月議会に行田市歯科医師会から提出された行田市の全小学校児童を対象にしたフッ化物洗口事業実施に関する請願が採択されたことによる請願だと受け取った。</p> <p>行田市歯科医師会から提出されたこの請願は、学校の児童生徒の健康、歯及び口腔衛生のことは、学校保健安全法のもとに、学校には学校医を置くものとし、その中に学校歯科医が位置づけられている。</p> <p>学校歯科医の職務は学校保健安全法施行規則第23条第5号</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>に疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事することとある。</p> <p>行田市歯科医師会からの請願は、この法律に基づいた請願であるということを考えた。</p> <p>歯科医師会の請願には、齲歯の数は1.02本、県内63市町村中58位などと記載されている。</p> <p>また、保健センターの資料では、齲歯のないものの順位は、県内63市町村中、行田市は62番となっていて、行田の子どもたちはこんな低い位置にいるのかと衝撃を受けた。</p> <p>さらに、平成29年度は、虫歯のないものが、49.43%であり、行田市は最下位になっている。</p> <p>1位の嵐山町の齲歯のないものの割合は91.24%である。虫歯のないものを多くするため、歯をみがいたり、歯の治療をしたり、子供たちの健康を守りたいと考え、改めて、齲歯について調べてみると、虫歯を治療したのも齲歯であり、1回虫歯になったら、いくら治療しても、齲歯とのことで、このことから嵐山町の91.24%の児童生徒は、虫歯にもなっていない。これは大変な努力と年数をかけないと嵐山町のような数字に到達できないと感じた。</p> <p>また、行田市の57.23%という数字は埼玉県内では、低いですが、日本全国を見ればどうなのかと思い全国を見てみたら、47都道府県の下から2番目か3番目という数字であり、全国的に見ても低い。</p> <p>やはり通常、せめて子供たちには平均にという望みがあるが、これは誰の責任かという、大人たち責任であると思、何とかしてはいけない。では、誰に指導していただくかという、歯医者さんである。</p> <p>これまで行田市の子供たちは何もしてなかったわけではなく、ブラッシングなど一生懸命してきたつもりだけれど、歯医者さんも、何とかしてはならないということでフッ化物洗口という請願を提出されたのではないかと想像した。</p> <p>行田の子供が大変な位置にいるということである。何とかしなければならぬという危機感をもって、歯医者さんがこの請願を出されたと思った。</p> <p>飯塚委員</p> <p>フッ化物洗口に関してやフッ素論争に関して、反対の意見や</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>賛成の意見、いろんな説があることに、どちらの説が本当に正しいかという判断はしがたいものと感じている。</p> <p>ここにいる委員を含め共通なのは、児童の健康を守るという点が一番であるという考えだと思う。</p> <p>保健センターの資料によると、行田市における齲歯のない児童の割合は、県内の順位が大変下の方であり、行田市の大きな課題になっている。</p> <p>このままではいけないというのが歯科医師会の請願でもあるということ、フッ化物洗口に託したいと記載されており、ぜひ齲歯のない割合を上げたい、何とかしたいという意志が込められているのを感じた。地域間格差等の是正ということもあるが、例えば、学校全体でフッ化物洗口を実施すると無料であり、ありがたいと思う保護者もいるのではないかと感じている。</p> <p>行田市では、各学校の判断で、フッ化物洗口を行ってきたということだが、現在も星宮小は、学校において集団で行ってきたという実情がある。色々な説明を聞いて、その学校全体、保護者、地域全体を通して、大きな協力があって長年行われてきたと聞いている。</p> <p>学校での集団フッ化物洗口を実施しないこととなると、今まで実施してきた星宮小やこれから実施したいと思っている学校の希望はどうなるのかという問題もあるし、令和4年度からは、星宮小と中央小が統合して、新校となるので、今後はどうするのかということもある。これから話し合いが行われていくのか、この請願や今後のフッ化物洗口に当たって議論されていくのか、この部分も解決しなくてはならない件であると感じる。</p> <p>学校全体として、フッ化物洗口を行うにあたって、良い面もあるが、いろいろな資料を見ると、必ずしもフッ化物洗口を実施しているからといって、齲歯のないものの割合が高いわけではないというデータもある。</p> <p>いろいろな危険の可能性のあるものを、大切な子供たちに、使用していいのかなのかは、1保護者、1人の親として悩むところである。フッ化物洗口をしなくても、虫歯を予防する方法は、食の問題への注意とか、ブラッシング指導とか他にもあると思うし、齲歯のない児童の割合が高い学校も、虫歯予防に対して高い意識をもって行っていると感じている。</p> <p>大変難しい問題であるが、今の世の中では本当に様々な考え</p>
--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>があり、反対や賛成、人それぞれ色々な考えを持っていいと思う。もちろん強制してはいけない。請願には、集団になると強制力を伴い、人権問題につながる可能性もあると記載されている。確かにそうだなと思うところもあるが、学校として実施したいという考えもあるので、学校での集団を実施しないことになる、星宮小が行っていることが否定されてしまうことになる。請願事項2の強制であってはならないという部分は同意しているが、学校で実施できなくなることには疑問があり、請願をこのまま認め難いと考えている。</p> <p>教育長</p> <p>十分に資料を読み込まれて、いろんなことも考えられての発言だった。飯塚委員は、この請願そのものについて、認め難いという判断であった。</p> <p>大澤委員</p> <p>行田市歯科医師会から2021年3月議会に提出された、全小学校児童を対象にしたフッ化物洗口事業実施についての請願だが、これを見たときに小学校の先生の立場について考えた。資料を読み、歯科検診を受けても、地域の格差、個人の格差など、何らかの事情で治療が受けられない児童もいる。結果的に、子供の実態のデータを見て、これは何とかしなければいけないなど考えた。</p> <p>請願事項の「学校での集団フッ化物洗口を実施しないこと」について、歯科医師会の請願によると、子供たちは学級担任から、指導を受け、フッ化物洗口をすることになるのだろうか。教師の仕事が増え、負担になるのではないかと考えた。実施するにあたっては、学校長から、職員、保護者、児童へフッ化物洗口の必要性とか、意義を十分に説明することが重要であると思う。歯科医師にも、子供たちの発達に合わせ、子供の指導をしていただき、歯と口の健康とか洗口など、歯の磨き方について指導するなどの意識の向上を促してもらいたい。自分の健康寿命を伸ばすためにも、小さいときから歯磨きの習慣をつけさせることが必要で大切であると思った。</p> <p>請願事項、2番目の「各学校及び児童・保護者に対し、フッ化物洗口を強制しないこと」について、私も、これについては賛同する。</p>
--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>各家庭、保護者児童の意思と選択の自由というのは、尊重されなければならないと思う。強制的なものではなく、実施すること、保護者に対し、理解を求めることが最も大切なことだと思っている。</p> <p>現在、星宮小1校が実施されているということであるが、他校において、実施するにあたっては、話し合いが必要だと思う。少し時間が必要で、フッ化物洗口が理解を得られて可能である状況になれば、何校か進めていってもいいと思う。ただ、強制力がないということは保護者には伝えてほしい。</p> <p>教育長</p> <p>学校現場の教員の負担の件や十分な説明が必要な件、その条件が整うところであれば、いろいろな条件を話した上で、学校でフッ化物洗口を行ってもよいのではないかということ、あと十分な説明が必要ではないかというようなことで伺ったと思う。</p> <p>今、委員から意見を頂いたところであるが、先ほど学校歯科医の指導を受けて、子供たちの齲歯の指導を受けながら進めていくということについては、今お話があった2点の、例えばその全校一斉ではなくて十分な説明を行ってから実施すること、また学校で実施することについて、強制的なものが働いてしまうという懸念については、どのようか。</p> <p>岸田委員</p> <p>いくら学校で実施する事業であっても強制であってはいけない。保護者の合意がなければ、実施できない。お互いに力を併せなければ子供たちの歯の健康は守れない。</p> <p>教育長</p> <p>先日、請願提出者の皆様から、実施している学校において、自分はやりたくなくても、やはりみんなと同じに行う。やらないことによっていじめを受けるのではないかという懸念もあるとの話しがあった。実施している学校の実情はどのようか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>実際実施している学校でも、必ず事前に保護者の同意書は求めている。</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第38号 行田市教育振興奨励金交付 条例施行規則の一部を改正 する規則について</p>	<p>また、希望しない児童がわからないように、数多くの中に入っているものは、ただのお水を入れるだけで、同じような動作をすることでわからないようにしているという、そういう配慮は実際行っている。</p> <p>教育長 実際に実施するにあたっては、色々な配慮が必要になるというところは、きちんと明確にしていかなければいけないところもある。</p> <p>保護者の同意を得るところも必要であるし、プラスとマイナス面の両方の情報を保護者や先生方にちゃんと提供した上で、やるかやらないかを確認するというようなところもやはり必要なことであり、きちんと親が根拠を持ってできるような情報提供も必要ではないかなと思う。</p> <p>委員の意見は、学校歯科医の指導のもとに実施を行っていく。それから請願事項1番については、非常に難しい、2番については同意するが、全体的にはこの請願について、不採択の方向で考えているという意見であった。この請願について、不採択とすることで意義はないか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本市において附属機関等の設置及び運営に関し、基本指針が制定され、「議決機関である議会の構成員である市議会議員は、法令に定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。」としている。</p> <p>そこで、附属機関である行田市教育振興奨励金審査委員会の構成員の委員から市議会議員を削るための改正を行うとともに、用語の整理をするものである。</p> <p>なお、経過措置として、この規則施行以降に委嘱された委員について適用し、施行前に委嘱された委員については、従前の例によるものとする。</p> <p>教育長</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>綱の制定について</p>	<p>国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度において、児童生徒1人につき1台の学習者用端末を整備した。また、今後の持ち帰り学習を想定し、家庭に通信環境がない世帯へ貸出用モバイルルーターの整備も併せて行う。整備した端末やモバイルルーターは、児童生徒に貸与して使用していくこととなるため、貸与要綱を制定するものである。</p> <p>岸田委員</p> <p>タブレット端末を貸し出すことで要綱が作られることになった。コロナ禍において、学習したくてもすることができなかった反映としてリモートで学校と家庭とを結んで、学習ができるようにとクローズアップされた。また、GIGAスクールということで新しい学習手段としてタブレット端末が位置付けられた。先日、使用履歴データについて個人情報の侵害にあたるのではないかとの報道があった。それについて、どう考えているのか。また、安全面において、インターネットにつながるということは全世界につながるということで、お金の心配、いじめ、差別など大人の世界との繋がりが心配される。安全面の配慮はどうなっているのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>まず1点目の個人情報学習履歴等の収集について、市の個人情報保護条例では、本人からあらかじめ同意がある場合は、個人情報を収集してもよいこととなっている。そこで、今回の要綱にある「情報端末等の貸与に係る同意書」を保護者に書いていただくことになるが、この(8)において、「必要に応じて教育委員会又は学校が情報端末等の利用履歴を確認すること。」を定めている。これにより、必要に応じてどんなところを見たかということを確認する事ができることとなる。2点目のインターネットを使う上での安全面については、子供たちに貸与した情報端末について、フィルタリングソフトを導入する準備を進めている。このソフトを導入することにより、学習に必要なインターネットサイドの情報の収集しかできないようになっているので、ゲーム等で課金をするなどは、端末からはできない。また、この情報端末だけではなく、子供たちが取り扱うスマホや家庭用のパソコンでゲーム等に課金するとも考えられるので、学校における情報モラル教育等をこれからも推進しながら、</p>
--	-----------------	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>正しいインターネットの使い方やインターネットの危険性についても指導を進めてまいりたい。</p> <p>岸田委員 貸し出すのは何年生か。</p> <p>学校教育課長 小学校1年生から中学校3年生までになる。</p> <p>岸田委員 発達段階に沿った対応をしていただきたい。</p> <p>飯塚委員 先ほどの同意書のところで、(3)の「教育の目的以外に使用しないこと。」とあるが、端末を使用するにあたって同意について、少し線引きが難しいこともあるかとは思いますが、その辺についてどう考えているのか。</p> <p>学校教育課長 基本、学校で貸し出しをして、例えば自宅で学習機器として利用する場合にも、指示されたこと以外の使用はしないという指導を徹底していきたい。</p> <p>大澤委員 現在、どれぐらいの児童生徒がモバイルルーターの貸し出しを希望しているのか。</p> <p>学校教育課長 6月中旬までに小学校1年生から中学校3年生までの全児童生徒の通信環境について、通信確認を行った。その際に、家庭に通信環境、いわゆるWi-Fi環境が整っていない児童生徒が、116名いた。この家庭全てが希望を出してきたとしても、現時点で160台のモバイルルーターを用意しているので、対応は可能と考えている。</p> <p>岸田委員 モバイルルーターとはどういうものか。各家庭の電話線につ</p>
--	--	--

<p>議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第41号 行田市社会教育委員の委嘱 について</p> <p>議案第42号 行田市スポーツ推進審議会 委員の委嘱について</p>	<p>なげるものか、それとも、ワイヤレスのものか。</p> <p>学校教育課長 ワイヤレスであり、大きさはスマホ3台分ぐらい積み重ねた小型のもので、それがインターネットに繋がり、また、タブレットとモバイルルーターを無線で繋げることによって、どこの家庭でも、インターネット環境が可能になる。</p> <p>岸田委員 後で、子供たちが使うものを見せてほしい。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課長 行田市社会教育委員のうち、選出先の団体において、役員等の変更があったことにより、新たに推薦を受けたので、新たに委員を委嘱しようとするものである。任期は、前任者の残任期間とし、令和4年5月31日までとするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課長 行田市スポーツ推進審議会委員の任期が令和3年6月30日をもって満了することに伴い、新たに委員の委嘱をしようとするものである。委員は15名で、新任3名、再任12名となっている。第1号委員は、知識経験のある者とされており、スポーツ推進委員会、体育協会、学校関係、自治会関係から新たに推薦を受けたものである。第2号委員は、関係行政機関の職員であり、埼玉県立進修館高等学校の職員に推薦された方を引き続きお願いするものである。委員の任期は、令和3年7月1日から令和</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第45号 行田市教育委員会所管人事 について</p>	<p>教育長 本日、議案1件が追加提案された。議案第45号を日程に追加し、議題としてよいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 なお、本議案は人事に関する案件であることから非公開としてよいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	---	--

その他特に重要と認める事項

- 1 次回定例会開催予定日 令和3年7月12日(月) 午後1時30分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員

委員